山内委員長記者会見のポイント
（第 305 回（10 月 30 日）郵政民営化委員会終了後）

１．本日の委員会議事等について

○　３年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の一環として、先般募集した「郵政民営化に関する意見募集」に意見の提出をいただいた業界団体のうち、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、農林中央金庫からヒアリングを行った。各団体からの主なご意見はヒアリング順に次のとおり。

【全国銀行協会】

・　ゆうちょ銀行の全株式処分に向けた道筋が早期に示され、取組が着実に進むことを期待。上乗せ規制の緩和は、間接的な政府出資が存続する中、公正な競争条件確保の観点から拙速に議論されるべきではない。

・　新規業務への参入に当たっては、完全民営化への道筋と確実な実行が最低限必要。貸出業務参入は特に地域金融機関への影響は極めて大きい恐れ。

・　民間銀行には、信用創造機能を発揮し、政府方針等を踏まえた我が国の資金の好循環創出が求められ、安定的な預金調達基盤の確保・拡大が重要となる中、預入限度額規制緩和は預金獲得競争の激化を招くことのないよう、極めて慎重に検討されるべき。

・　営業インセンティブは、廃止した趣旨に鑑み、再導入されるべきではない。

【農林中央金庫】

・　ゆうちょ銀行の全株式処分に向けた道筋が早期に示され、取組が着実に進むことを期待。

・　間接的な政府出資が継続する中、ゆうちょ銀行の上乗せ規制や預入限度額規制は、引き続き維持されるべき。

・　各地域で民間金融機関が金融仲介機能を適切に発揮し、地域金融力の向上を図ることが必要であるところ、ゆうちょ銀行とは公正な競争条件が確保された下での共存と安定した地域金融システムの維持が重要。

【全国地方銀行協会】

・　ゆうちょ銀行株式の早期処分に向けた取組が着実に進むことを期待。間接的な政府出資が残る状況下では公正な競争条件が確保されたとは言えず、上乗せ規制は存置されるべき。

・　ゆうちょ銀行の預入限度額引上げや、貯金獲得のインセンティブ復活等は、過当競争を招き、地域金融機関が担う国内中小企業への金融仲介の分野や、政府の戦略等において期待されている分野への資金供給等に支障を来しかねず、地域経済等への影響も考慮し、慎重に検討すべき。

・　届出制下の新規業務については、地域金融システムや地域経済への悪影響等

を考慮し、郵政民営化委員会で厳正な検証・監督を行うべき。

【第二地方銀行協会】

・　ゆうちょ銀行株式の全部処分に向けた道筋が具体的に示され確実に実行されることを期待。

・　貸出業務参入は、民間銀行の収益環境や地域経済活性化への取組に影響する懸念があり、安易な業容拡大は適切ではない。

・　限度額の引上げについても、政府の間接出資が残る間は、公平な競争条件が確保されていないことから検討されるべきではない。民間銀行は貸出の原資となる安定的な資金調達を重要な経営課題と位置付けており、過度な競争は地域への円滑な資金供給に支障を生じる懸念がある。

・　ゆうちょ銀行・日本郵政グループには、民間金融機関との連携・協調を通じた地域経済への貢献を期待。

【全国信用金庫協会】

・　預入限度額の撤廃や業績評価項目の設定に反対。

・　信用金庫は集めた預金を地域に還元しているが、ゆうちょ銀行は集めた貯金を市場運用に回し地域には還元しない。しかも、信用金庫も地方部では預金が減少している。

・　ただでさえ地域経済が厳しい中、ゆうちょ銀行が貯金を増大させると、地域における金融機能が低下し、地域経済に更なるマイナス。

・　ゆうちょ銀行と地域金融機関は預金獲得争いをするのではなく、連携・協調に向けて進むべき。

【全国信用組合中央協会】

・　上乗せ規制は、間接的な政府出資が維持される状況下では当然に維持されるべき。民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとはいえない中、新規業務への参入等、業容の拡大は断じて容認されるべきではない。

・　上乗せ規制の緩和・撤廃による業容の拡大は、地域金融機関の経営に大きな影響と地域金融機関の機能低下を招き、地域経済へ深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

２．委員会の質疑模様

・　「今回、上乗せ規制などを検討するに当たり、20 年前と比較して、預金者の行動がどのように変化したのか。」との質問に対して、

全国銀行協会からは、「スマートフォンを含めてデジタル化が進展したことにより、金融機関間の預金に係るスイッチングコストが下がっていることから、預金シフトが激しくなっているものと認識している。実際にネット専業９行の預金残高の合計は 2016 年の 12 兆円から 2025 年には 45 兆円と、約４倍に増加していることからもわかるように、預金者の行動が早くなっているものと認識している。また、最近の政策金利引き上げスピードが早くなっていること、足元、貸出ニー

ズが高まっていることを含めて、更に預金獲得の競争が激化していると考えている。」との回答があった。

・　「ゆうちょ銀行の預入限度額を 1,000 万円から 1,300 万円に引き上げた際に、当時どのような影響があったのか。」との質問に対して、

全国地方銀行協会からは、「当時の預貯金残高は、ゆうちょ銀行は減少し、全国の銀行が増加しており、結果として預金シフトは起きなかった。一方、現在は、金利が正常化してきており、個人はスマホアプリ等で預貯金の移動が簡単にかつ頻繁に起こるため、引き上げ当時のトレンドだけをもって現時点の預入限度額の引き上げを判断すべきではない。」との回答があった。

・　「預金残高が減少しているとのことだが、減少した預金がどこに流れているのか、また預金の減少は、個人と法人どちらが多いのか。」との質問に対して、

全国信用金庫協会からは、「正確な数字は申し上げられないが、相続に伴い、地方にいる親の預金が都市圏に住んでいるお子さん世代のメガバンクの口座に預金が流れていることや、ネット銀行に預金が流れていることなどが要因として考えられる。また、減少幅は、法人よりも個人の方が大きいと考えている。」との回答があった。

また、全国信用組合中央協会からは、「減少割合の数字を持ち合わせていないが、信用組合業界における預金者構成割合の８割を占めていることから、個人の方が預金が減少していると考えている。」との回答があった。

【今後の予定について】

次回の委員会について、11 月６日（金）に、郵政民営化に関する意見募集に対する、保険、物流、郵政関係の意見提出団体からのヒアリングを予定している。

３．記者との質疑模様

・　（ゆうちょ銀行の預入限度額の撤廃要請に関して、同業他社から慎重意見が出たことに対する委員長の受け止めと、今回の意見を踏まえて委員会として今後どのように議論を進めていくのか、と問われ、）本日は冒頭でご説明したとおり幅広い議論があり、その中に限度額の話もあった。まず、各団体から率直なご意見を伺ったというのが印象。これをどのように考えるかは、今後の検証にご意見を活かしていくということで、まだ一定の方向性を出したわけではない。

・　（貸出業務の参入に反対するとの意見があったとのことだが、少し唐突感があった。前回の委員長会見やゆうちょ銀行の資料を拝見しても、貸出業務参入は言われていなかったと思うが、この回答はどういう経緯でなされたのか、と問われ、）今回の各団体のご主張は、前回のゆうちょ銀行からのご提案に対する議論だけでなく、一般的に、規制について一般論として自分たちの立場からのご意見であり、特定の提案のみに対してお答えになったという意味ではないと考えている。

・　（信金・信組は、ゆうちょとの連携に多少理解を示しているようにも見えるなど、各金融業界団体の意見には多少色合いの違いがあるように感じたが、このような業界ごとの色合いの違いについてどう考えるか、と問われ、）ある意味でグラデーションがあったことは事実かもしれないが、地域経済・地域金融への影響については皆さんおっしゃっており、その面での統一性は見られたと思う。連携ということにも実際に言及されていた団体もあり、地域ということを考えると立場上そういうことを言ったのかなと思う。

・　（第二地銀協が言及した融資については、ゆうちょ銀行が融資をやりたいと表明していることに対して反応したわけではないということか、と問われ、）そのようにご理解いただければと思う。

・　（今後の予定について、関係省庁へのヒアリングとされているが、具体的にどのようなスケジュールで、どういったことが検証されていくのか、と問われ、）検証については、先日意見募集を行ったので、その意見について検証していくことになる。スケジュールについては、11 月 6 日に関係団体からヒアリングを行い、それ以降、年内に何度か委員会を開催することを想定しているが、詳しい日程等は今後公表させていただく。

・　（10 月 9 日の委員会で、ゆうちょ銀行から「上乗せ規制の撤廃（預入限度額）は通常貯金が対象であり、現在の預金獲得競争は定期預金が中心であるため影響はない」という趣旨のお話があったが、これに対して本日、金融機関側から何かご意見はあったか、と問われ、）具体的にどの団体がということではありませんが、ゆうちょ銀行のそうした主張に対しては、一般の預貯金についても競争はある、というご指摘があった。

・　（今後のスケジュールについて、来年 3 月頃までに検証結果を報告されるということだが、この検証は委員会として一定の方向性を示すものになるのか、と問われ、）これまで 3 年ごとに検証を行ってきているが、本年度は法改正があり、その中で当委員会に対して議論の上で一定の方向性を示すよう求められている項目がいくつかあるため、それについてはこれまでと違って、少し踏み込んだ検証になると思う。

・　（地方銀行は縮小している状態の中、例えばゆうちょ銀行のお金を地方に回さないと地方活性化はできないのではないか、ゆうちょ銀行が貸付をできるようになった方が、むしろ各団体の主張に合っているのではないかと思うが、地方活性化と、住宅ローンも含めたゆうちょ銀行の貸付についてどのように考えるか、と問われ、）形式的にお答えすると、今おっしゃったことは、地域経済全体、そしてそれを支える金融システムのあり方に関わる問題だと思う。我々の議論の基本は、日本郵政・ゆうちょ銀行に対する規制のあり方であり、地域の経済や金融をどうするかという大きな枠組みの中で議論を進めていくのが本来の姿であろうと思う。したがって、委員会としてお答えする筋合いのものではないと考える。

・　（ゆうちょにある 180 兆円ともいわれる資金を有効に使うにはどうしたらよいかという発想から全体を考えた方がよいと思うが、委員会から別のところへ働きかけることはないのか、と問われ、）おっしゃるようなことはお考えとしてあると思うが、委員会の立場として何か申し上げることではないと思っている。

・　（3 年ごとの検証について、民営化委員会として同じ委員長で 2 回行うのはおそらく初めてかと思う。先ほどの質疑の中で、強化したい部分があるとおっしゃったように聞こえたが、来年春のとりまとめに向けて、特に前回と違う観点で精査したい点はあるか、と問われ、）今回は郵政民営化法の改正法が成立し、その中でいくつかの論点が当委員会に付託されていることから、それらについては、前回・前々回の検証とは違い、具体的に議論してお答えを出すということである。

・　（特に強化してヒアリングを行っていく方針等はあるか、と問われ、）ヒアリングは、法改正を受けて一般意見を募集したものである。関係団体は法改正の内容を当然承知しており、その中でどこが重要かを判断されて本日のご主張になっていると思う。それらは我々に付託された議論の内容とほぼ一致していると考えている。ヒアリングで不十分なところがあれば、事務局を通じて我々からまた照会することもあるかもしれませんが、本日出されたご主張をもとに、付託された事項について委員会として議論していく。

－以上－